

# 家計破綻と世帯内関係

## —多重債務経験者へのインタビュー調査と家計調査を基に—

宮坂 順子

The Failure of Family Budget Management and Family Power Relations

Junko Miyasaka

This paper reports power balance between couples term of family budget management and partnership of the couples after debt adjustment processes. The study was conducted by interviewing people who were multiple debtors and using statistics from household expenditure surveys.

First, the type of power balances between couples involved in family budget management was typified by four groups. These four groups were used to investigate the decisive factors surrounding heavy debts. Power balance, however, were only one element of family budget management and many other dimensions were involved in the issues of multiple debts.

Second, the partnership of couples experiencing debt adjustment processes was examined. Wives participated in the process by getting part-time jobs and increasing the family income for paying the debts. This participation presents a positive partnership for family revitalization. It, however, also suggests a possibly more complex issue related to gender if debt management is deemed as a female task.

### はじめに

近年、世帯形態の多様化とともに、個別化、金融化による家計の量的・質的変容が顕著である。「家計」とは、「一般に世帯の収入と支出の量的・質的内容の包括的な状態を意味する」(伊藤 1990: 5)。また、社会・経済的最小単位である世帯を通して、社会の動きと密接に関わっている。

2005年『労働経済白書』では、完全失業率の低下傾向、雇用状況の改善、勤労者世帯の実収入の7年ぶりの増加にみられる家計の改善が示された。しかし1990年代から続いた経済不況は、リストラ、倒産、失業等により家計破綻に陥る世帯の増加や、自己破産者の急増にみられる多重債務者問題の深刻化をもたらしている。

「多重債務者」とは、収入や支出の不足を主に消費者金融の借入で補い、その返済のために更なる借入を繰返し、返済不可能となった人々をさす。消費者信用が人々の生活に浸

透し、その利用が一般化した半面、将来の収入による返済の拘束性も伴うため、家計の個別化とあいまって、世帯全体の家計管理を困難なものにしている。

そこで、本稿は、有配偶者世帯に属する多重債務経験者へのインタビュー調査と家計調査を基に、世帯内における夫妻の家計管理にかかる力関係と、債務整理後の協力関係を通して、家計破綻と夫婦の世帯内関係がどのようにかかわりをもっているかを明らかにすることを目的とする。

なお、本稿で用いる「家計管理」とは、世帯の収入と支出の分配と日常的に行われるやりくりを含むものとする。また、「家計破綻」とは、世帯の収入と支出の量的バランスが崩れ、それを債務で補い経済的に破綻した家計のこととする。

## 1 「家計管理にかかる世帯内力関係」の類型化

筆者は、クレジットサラ金被害者の会<sup>1</sup>および司法書士事務所の協力を得て、2001年と2004年の2度、多重債務経験者にインタビュー調査を実施した。2004年調査では、債務整理前後の家計調査も行った。表1に示すように有配偶者世帯に属する調査協力者は、当事

表1 調査協力者の概要

### ●カップルの調査協力者

協力者	年代	配偶関係	子の有無	職業	債務整理	債務の有無	債務の直接原因として推測される事項	調査年
A	40代	夫	○	会社員	個人再生	○	生活費	2004年
	40代	妻		パート	任意整理	○	浪費	
B	50代	夫	○	会社員	任意整理	○	ギャンブル	2004年
	50代	妻		パート	—	×	—	
C	50代	夫	○	会社員	自己破産	○	浪費	2004年
	50代	妻		契約社員	—	×	—	

### ●単独の調査協力者

協力者	年齢	性別	当時の同居家族	職業	債務整理	債務の直接原因として推測される事項	調査年
D	30代	男性	妻	会社員	自己破産	生活費	2001年
E	30代	男性	妻, 子	会社員	自己破産	生活費	2004年
F	50代	男性	妻, 子	会社員	自己破産	ギャンブル	2001年
G	30代	女性	夫, 子	パート	自己破産	生活費	2001年
H	40代	女性	夫, 子	パート	終結	生活費	2004年
I	50代	女性	夫	パート	夫とも任意整理	生活費	2004年
J	50代	女性	夫	パート	夫とも自己破産	親族への援助	2001年
K	60代	女性	夫, 子	公務員	任意整理	浪費, 子どもへの援助	2001年
L	60代	女性	夫, 子	パート	自己破産	子どもへの援助	2004年

注：職業は多重債務者となった当時の就労状態を記載している。

者12人（男性6人、女性6人）とその配偶者2人であり、3組のカップルが含まれている。男性は会社員、女性はパート就労者が多く、年代は30代から60代まで含み、多重債務をかかえた原因は、さまざまであった。

まず、インタビュー調査から、①家計管理責任の所在、②住宅や車等の高額の資産や消費財の購入に際しての「決定権」の所在、③「世帯収入（家計費負担）の夫と妻の割合」の3点を明らかにし、「家計管理に関わる世帯内の力関係」として図1のように4パターン化し、それぞれを図式化した<sup>2</sup>。

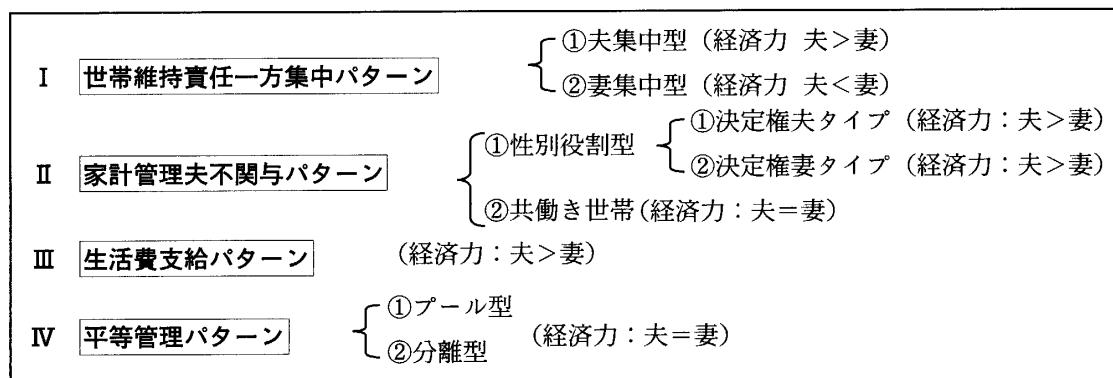
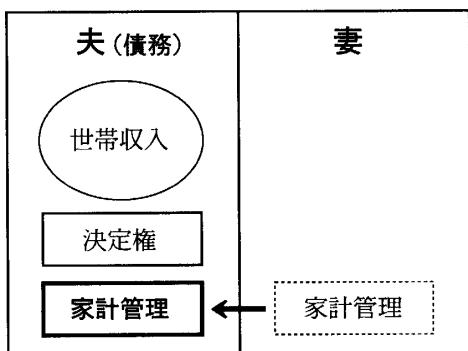


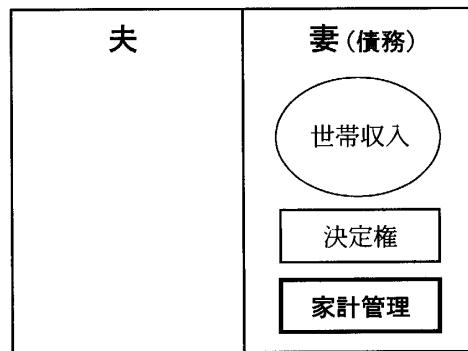
図1 調査協力者にみられた「家計管理に関わる家庭内の力関係」

### I 世帯維持責任一方集中パターン

① 夫集中型 (D, Eさん)



② 妻集中型 Gさん



妻か夫のどちらか一方で、世帯収入、家計管理責任、決定権がすべて集中しているパターンである。DさんやEさんに見られる夫集中型は、ともに、妻の病気により、途中から家計管理が夫に移動しており、外食等の生活費の増加が認められた。妻集中型のGさんのケースは、夫が就労せず、世帯収入は自分のパート収入が総てであり、カード利用により生活費を補填していた。これらのパターンは、総てひとりで一切の世帯維持責任を負い、

1 1977年に結成された市民団体で、多重債務者を消費者金融業界の高金利、過剰融資、暴力的取立ての被害者であるとして、交流会や相談会を通して、その被害救済活動や啓発活動を行っている。2004年現在、全国で74団体が活動している。

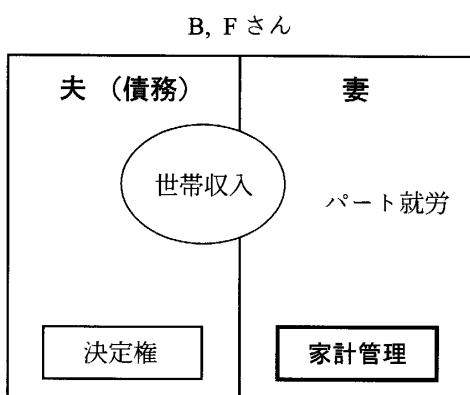
2 御船（1995）を参照した。

その義務や責任感から債務が増加している。

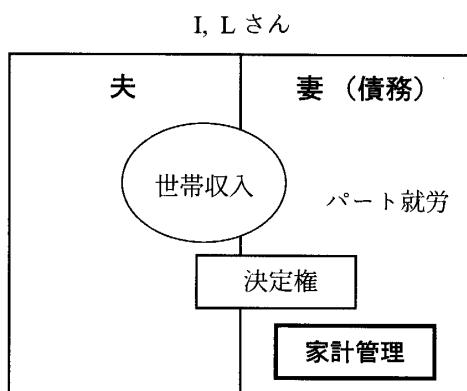
## II 家計管理夫不関与パターン

### 1) 性別役割型

① 決定権夫タイプ（経済力：夫>妻）

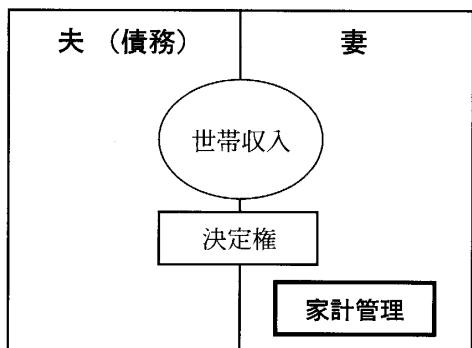


② 決定権妻タイプ（経済力：夫>妻）



### 2) 共働き世帯型（経済力：夫=妻）

C さん



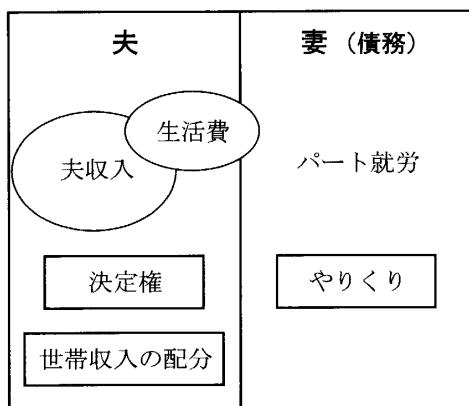
世帯収入への貢献度や家庭内の力関係で決定権の所在が多少異なるが、妻が世帯収入の管理と日々のやりくりを行っているパターンである。世帯収入のほとんどを夫に依存し、家計管理は妻が行っている「性別役割型」と、妻も同等の経済力をもちつつ家計管理も担っている「共働き型」とに分かれる。男性はギャンブルや浪費を多重債務の原因とするケースが該当していた。男性のBさんCさんFさんとも自分の小遣いの不足を、消費者金融からの借り入れで賄い、「(収入は家に入れており)家族には迷惑をかけていなかった」と述懐している。しかし、3ケースとも過去に自分の借金の返済が追いつかなくなると、家族から多大な援助を受けて、その返済を行っている。

一方、女性のIさんLさんの場合は、夫に相談せず、あるいは相談できず、家計管理を完璧に遂行しようとひとりで奮闘し、結果的に債務増加を招いたケースである。このパターンは、性別による状況の違いが特に対照的にみられた。

## III 生活費支給パターン（経済力：夫>妻）

稼得者である夫の管理が非常に強いパターンである。Aさん、Hさんのケースが該当する。Aさんのケースでは、債務の直接の原因が妻の浪費である為、夫が家計管理の全体を握っている。一方、Hさんのケースは、夫は自分の収入から月々一定額を生活費としてH

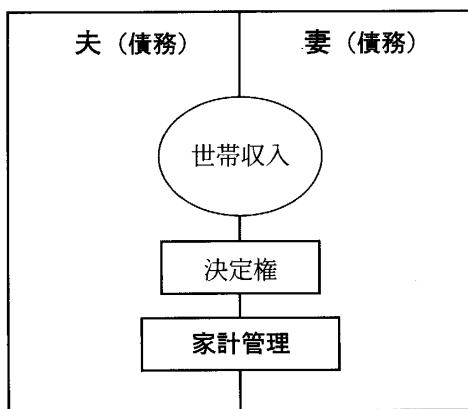
H, A さん



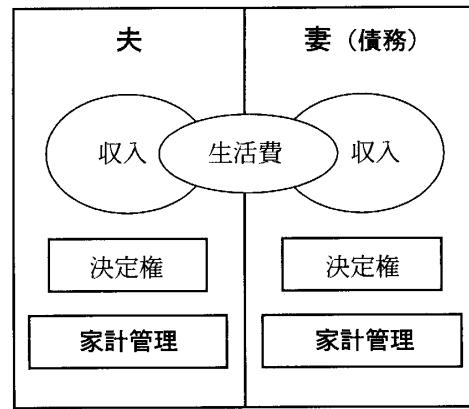
さんに渡し、他は「自分のお金」として管理している。2ケースとも、妻は、夫の収入がどれくらいあるのか知らされておらず、与えられた生活費の中でのやりくりが求められている。妻は夫に強い不満を持ち、夫妻の関係は悪い。Hさんの場合は、不足分をどうしても夫に切り出せず、ヤミ金からの借入で補っていた。

#### IV 平等管理パターン（経済力：夫＝妻）

① プール型 Jさん



② 分離型 Kさん



夫と妻の経済力が同等のパターンである。「プール型」は、すべて平等に協力して世帯運営にあたっている。また、「分離型」は、必要な生活費だけ出し合って、それぞれが分担する家計管理を行うというパターンである。「分離型」に該当するKさんのケースは夫との協力関係が全くなく、妻、母、職業人という役割を完璧にこなさなければならないという孤立した状況が、債務の増加に拍車をかけていたと思われる。

4類型を概観すると、一方が完全に世帯運営から切り離されているパターンがI 世帯維持責任一方集中パターンとIII 生活費支給パターンである。I 世帯維持責任一方集中パターンは、片方が病気等で世帯運営に参加できない事情がみられる。しかし、III 生活費支給パターンは、夫が支配的で、妻は日々のやりくりのみを行い、最も夫妻の関係性が悪く、妻は夫に対して非常に強い不満を持っていた。II 家計管理夫不関与パターンは、妻が夫の所得を預かり管理するもので、このパターンは木村（2001）によれば「日本的な『貨幣の共同』」であり、一般的世帯においても多数を占めるということになる。その中の性別役割型は、性別役割分業に根ざした家計管理責任の重圧が妻にかかり、妻が債務者のケースは、債務の原因にそれが強く影響していた（宮坂 2004）。IV 平等管理パターンは夫妻の経済力がほぼ同等であるが、プール型と分離型では、夫妻の関係に大きな違いが見

られた。分離型は、家計の個別化が明確であり、それが夫婦の関係にマイナスの影響を及ぼし、結果的に債務増加につながっていた。

以上のように多重債務経験者にみられた「家計管理にかかわる世帯内力関係」を4パターン化したが、これらはすべて、一般的世帯の家計管理に見られるものである。また、どのパターンも皆多重債務に陥っていることから、これらの関係性だけから、多重債務に陥る決定的な要因を抽出することは難しく、その他のさまざまな要因も錯綜して多重債務が起っているという証左と捉えられる。しかし、ほぼ共通して指摘できることは、世帯内関係の良し悪しに関わらず、債務増加過程でその状況についての話し合いが全く行われていないということである。夫も妻も孤立した状態で借金返済に奔走し、家族は家計が破綻して初めて配偶者の債務に気づくということであった<sup>3</sup>。

## 2 債務整理前後の家計状況と家族の協力

通常、多重債務から脱出するためには、生活再建をめざして債務整理<sup>4</sup>を行うが、ここでは、責務返済を伴う任意整理や個人再生を行った3ケースについて、債務整理前後の家計状況と家族の協力を取り上げてみたい。

### (1) 当事者(夫)と配偶者(妻)－Bさん夫妻の場合－

自分のギャンブルが主な原因であるBさんの場合、およそ400万円の債務は任意整理の結果、180万円余りとなり、毎月5万円、3年間の弁済計画が立てられた。その他、住宅ローンの支払い93,000円を加えて、毎月の返済総額は143,000円となった(表2)。この5万円の支出増加は、社会的強要費目である車を手放すなどの支出の削減と妻のパート収入の家計への補填で補われている。妻は、以前から毎月5～7万円のパート収入があり、そのうちの1万円を家計に入れ、他は貯蓄や子供の臨時の学校関係の出費に充当していた。しかし、債務整理後は、5万円増の6万円を家計に充当している。会社の業績不振のため、当面、夫の方の収入増加が見込めないことから、妻のパート収入の増加が世帯収入に大きく寄与し、夫の借金返済を続けていく上で不可欠なものとなっている。妻は体調が優れないにも関わらず、今後の子どもの教育費のことも考えて、「仕事は辛いがもっと働かねば

3 筆者が行なった多重債務相談者の分析でも、およそ女性の35%、男性の20%が借金は家族に内緒であった(宮坂2004)。

4 主に債務返済の有無により大きく二つに分かれる。債務の返済を伴うものは、任意整理、特定調停、個人再生手続等があり、前二つは、利息制限法に基づいて債務額を再計算し、通常3年から5年ほどで分割返済する方法で債権者との合意による和解である。個人再生手続は、将来において一定の収入が見込める個人が利用でき、原則3年間の再生計画案を裁判所が認可し、その返済が終了すれば債務の一部が免除されるというものである。一方、自己破産は多重債務者への最後の救済手段であり、裁判所の決定により債務の返済をすべて免責されて生活の再建を図るものである。これらの選択は債務額や債務者の経済状況により異なる。

ならない」と述べている。また、夫の度重なる借金は自分に落ち度があるのではないかと悩み、信頼関係が裏切られたと離婚を考えたが、自立できるだけの経済力もなく、現状に留まらざるを得ない自分と葛藤している。さらに、義母との確執もみられ、夫の借金問題が自分自身の問題へと波及してきている。しかし一方では、相談窓口を調べたり、ギャンブル依存症のセミナーに参加したりと、積極的に夫をサポートしている。

Bさんは「妻の存在は、立ち直りには非常に有難い支えであった」と振り返っている。また、夫妻とも「家族の絆は以前より強まった」と異口同音述べているが、その言葉は妻の場合は夫のように単純ではなく、さまざまな矛盾や葛藤の上に立った「決意」から出でているように思われる。

表2 債務整理前後の家計収支（Bさん）

	費目	解決前	解決後
収入	本人月給	360,000	360,000
	妻パート収入	10,000	60,000
	娘からの家計繰入金	30,000	30,000
	収入合計	400,000	450,000
支出	食費	100,000	100,000
	公共料金	35,000	35,000
	生命保険	43,000	43,000
	車関連支出	61,000	0
	医療費	27,000	27,000
	教育費	20,000	20,000
	その他	138,000	130,000
	債務返済 <sup>注1</sup>	232,000	143,000
支出合計		656,000	498,000
過不足分		-256,000	-48,000 <sup>注2</sup>

注1：住宅ローン含む。

注2：ボーナス等で補填。

注3：解決後の家計収支は2004年8月の聞き取り調査時点のものである。

## （2）当事者（妻）と配偶者（夫）－Iさん夫妻の場合－

Iさんは、義母の病気治療、法事、地代の更新、教育費、夫の入院費や生活費などをひとりでやりくりするうちに夫名義も含め、債務総額1,300万円をかかえていた。夫とともに、任意整理を行っている。債務整理後は、毎月10万円の弁済となり、自分のパート収入を6万円から10万円に増やしている（表3）。

それまですべてひとりでやりくりしていたIさんは、債務整理後は家計を夫と話し合えるようになり、夫も月4万円ほどのアルバイト収入を得て返済に協力している。また、経済的に多少なりともゆとりが出てきており、Iさんも「やっとよい方向に回ってきた」とほっとした様子であった。

表3 債務整理前後の家計収支（Iさん）

	費目	解決前	解決後
収入	本人収入	60,000	100,000
	夫厚生年金	200,000	200,000
	夫アルバイト	0	40,000
	収入合計	260,000	340,000
支出	地代	17,000	17,000
	食費	不明	不明
	公共料金	21,000	21,000
	国民健康保険	19,500	19,500
	その他	20,000	20,000
	債務返済	20万以上	100,000
	支出合計	27万以上	18万以上
	過不足分	—	+

注1：個人的再生産費目が不明のため、支出合計はそれを除いた概数を示した。

注2：解決後の家計収支は2004年8月の聞き取り調査時点のものである。

### （3）当事者同士 －Aさん夫妻の場合－

以前から妻の買い物によるクレジットの支払いがあったが、それに1年ほど前に購入した住宅ローンも加わり、夫もクレジットカードや銀行系カードのキャッシングを利用するようになって、住宅ローン3,000万円の他に500万円の債務を抱えていた。さらに管理職への昇進で残業手当が削除されるという突然の減収も加わり、夫は個人再生手続を、妻は任意整理を申請中であった。

この夫妻の債務増加は、二人の関係性の悪化と密接に関わっている。妻の浪費は夫への不満から出ている。また妻が世帯の経済状態を知りたいと思っているにもかかわらず、夫は一家の稼得者としての責任感から、すべてひとりで取り仕切ってしまい、ますます悪循環に陥っている。さらに夫には、「妻は家にいて欲しい」という建前と「生活費の足しに働いてほしい」という現実とのギャップがみられ、その曖昧さも妻との関係を悪化させているように思われた。

表4はAさんの家計収支である。まだ債務整理が始まっておらず、解決後の家計収支は今後の予定である。

毎月の収入から、夫妻の債務弁済の合計6万円と住宅ローン8万円のあわせて14万円が返済に回されることになっているが、夫の減収も加わり、ぎりぎりの家計収支である。妻の3万円のパート収入は、BさんやIさんと同様、債務整理を続行する上で、重要な収入源となっているが、Aさん夫妻の場合は、債務返済の協力関係の継続には夫妻の関係性の修復が不可欠となる。Aさん（夫）は、この債務整理をきっかけに、「家族との絆がより深まったと思う。生活のパターンが規則正しくなった」と述べている。しかし、妻は家の購入のみならず債務整理さえも夫が突然一方的に決めたことに対して強い不満をもってお

表4 債務整理前後の家計収支（Aさん）

	費目	解決前	解決後
収入	夫給料	538,000	335,000
	妻パート収入	30,000	30,000
	収入合計	568,000	365,000
支出	住宅管理費	17,000	17,000
	食費	96,000	79,000
	公共料金	58,000	35,100
	教育費	5,000	45,000
	その他	59,000	43,000
	債務返済 <sup>注1</sup>	500,000	140,000
	支出合計	735,000	359,000
	過不足分	- 167,000	+6,000

注1：住宅ローン含む。

注2：2004年8月の聞き取り調査時点では、夫妻ともまだ債務整理による実際の返済が始まっておらず、解決後の家計収支は今後の予定を記載している。

り、今後の協力関係が危ぶまれる。

以上の3ケースとも、妻は性別役割分業を前提としたパート就労者であり、夫の収入に比べて、妻の収入は非常に低く、それまでは夫は妻の収入自体、全く認識していないケースもみられた。しかし、ひとたび多重債務による家計破綻に陥り、生活再建のために債務整理の遂行が不可避となった時、妻はパート収入を増やすなど、家計への経済的な寄与度を高めており、重要な生活保障の役割を果たしている。この結果、妻の世帯内における力関係が高まったと捉えることもできる。しかし、見方を変えれば、性別役割分業に基づく女性の仕事である「家計管理」の延長線上に、好むと好まざるとに関わらず、「債務管理」が据えられていると捉えられなくもない<sup>5</sup>。

債務整理後の家計の修復には、これから3年余り滞りなく債務を返済していかなければならぬが、そのためには今後の夫妻の協力関係は不可欠である。

債務は、人間関係を悪化させることもあるが、反対に関係の悪化が債務増加をもたらすこともある。有配偶者世帯にみられる多重債務者問題は、世帯内におけるジェンダー関係と夫妻の関係性や家計管理が密接に関わり、非常に複雑な問題提起をしている。

5 岩田（1991:137-138）は国民生活センターの多重債務者調査を基に、家族就労による追加収入は2割程度と低く、特に借金の当事者が女性の場合は1割とさらに低くなることについて、「夫は既に追加就労の余地がないと捉えられるか、あるいは夫婦関係の悪さが存在するとも推測される」と述べており、そこに存在するジェンダー問題の可能性にはふれていない。

### 3 家計破綻にみる世帯の個別性と共同性

有配偶者世帯に属する多重債務経験者へのインタビュー調査と家計調査結果を、世帯内における個別性と共同性の観点からまとめてみたい。

女性の就業率の上昇により、共働き世帯が一般的となり、世帯内の構成員個々人が何らかの収入を得てそれに支払っているという家計の個別化が進展している。このことは、家計の金融化とも密接にかかわり、個々人の消費者信用の利用による「収入の水増し」を非常に容易にし、その結果、世帯全体の収入と支出の把握が困難となっている。しかし、ひとたび構成員の誰かが多重債務に陥るやいなや、その時点で初めて家族の解体にもつながる重大な借金問題が公となり、その原因の如何に関わらず、世帯の存続をかけた連帯責任による債務返済という共同性が求められる。

一方、世帯内では、依然として妻が家計管理を担う「日本の『貨幣の共同』」パターンが多いことは先にふれたが、このパターンは性別役割分業に根ざした共同性の低さが顕著である。Ford (1991: 79-80) は、家計管理は女性の仕事であり、女性は支出を極力押さえ、さまざまな努力を行うが、それ以外に家計を改善するため、パートで補填したり、借入先を探して貸金業者と交渉することも含まれており、「債務管理」もまた、女性の仕事とみなされていると指摘する。また、この理由として、通信販売やクレジットの利用等を女性は代理人としてもよく利用していること、家計管理の失敗から債務を抱えるようになったと考え自分の責任であるとみなすこと（みなされること）、正規雇用の男性と比べて女性はパートタイム就労が多いため、債務者となっても社会的地位へのダメージが少ないと、その他に、女性は家計の再調整や節約能力があるといった仮説も紹介している。さらに Ford は債務にいたる原因は世帯内資源の不平等な配分であり、それは性別役割分業に端を発するもので、世帯内の資源のコントロールとマネジメントの力関係が大きく関与していると指摘する。米国の Thorne (2001: 167-218) も債務者へのインタビュー調査から、「夫たちは家庭において、支配と権力の立場を維持しつづけているため、多くの家事の中で不愉快な日常の雑用部分を妻に押し付けていることで説明できる」(宮坂 2002) と世帯内の債務管理が女性の仕事とみなされている現実を示している。

世帯内の資源配分の問題がさまざまな生活問題へと波及する過程は、すでに Ashley (1983: 1-6) により「マネープロブレム」という概念でとらえられている。しかし家計破綻に至る世帯内の資源配分から家計管理、債務管理、さらには家計破綻を経て、債務整理後の生活再建までを含む一連の流れの中には、「個別的で私的ではあるが、社会的・経済的な意味づけを内包」(室住 2000: 43) する、さらなる複雑な相反する共同性と個別性をもつ世帯内関係を読み取ることができる。

## おわりに

「家計調査」から勤労者世帯における消費者信用関連負債<sup>6</sup>の推移をみると、貯蓄率の低下とは反対に、可処分所得に占めるその割合は年々上昇傾向を示している。またそれは低所得世帯のみならず、高所得世帯にも増加傾向が認められる（宮坂 2005）。消費者信用の浸透は収入の補填を非常に容易とする反面、「ゼロ以下のマイナス所得の生活問題を構造的に出現させている」（岩田 1991: 112）。そしてその生活問題には強固な性別役割分業にみられるジェンダー問題や家計の個別化、金融化といった社会・経済的変化が密接に関わり、さらに「社会問題が家族の内部に押し込まれることによって」（木本 1995: 110），ますます複雑化している。

常に主体的な生活者であるためには、どうあるべきか。多重債務者問題は、私たちに単なる家計問題にとどまらない、多くの重大な問題を突きつけており、今後とも多面的研究領域からの検討が必要である。

## 引用文献

- Ashley, P. (1983) *The Money Problems of the Poor: A Literature Review*, Heinemann Educational Books, London.
- Ford, J. (1991) *Consuming Credit Debt & Poverty in The UK*, Calvert's Press, London.
- 伊藤セツ（1990）『家庭経済学』有斐閣、東京。
- 岩田正美（1991）『消費社会の家族と生活問題』培風館、東京。
- 木本喜美子（1995）『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房、東京。
- 木村清美（2001）「家計の共同性と夫妻関係」『季刊 家計経済研究』第49号, 14-24.
- (財) 家計経済研究所（2001）『現代女性の生活意識と不安』財務省印刷局、東京。
- 御船美智子（1995）「家計内経済関係と夫婦格差 一貨幣と働く時間をめぐって」『季刊 家計経済研究』第25号, 57-67.
- 宮坂順子（2003a）「債務とジェンダーに関する英文博士学位論文」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』No.30, 53-61.
- 宮坂順子（2004a）「有配偶者世帯における多重債務の要因」『日本家政学会誌』Vol.55, No.4, 273-283.
- 宮坂順子（2005）「全国勤労者世帯における消費者信用関連負債の推移とその増加要因の検討－『家計調査』、『全国消費実態調査』を用いて－」『昭和女子大学生活機構研究科紀要』Vol.14, 47-59.
- 室住真麻子（2000）『世帯・ジェンダー関係からみた家計』法律文化社、東京。
- Thorne, D. K. (2001) *Personal Bankruptcy through the Eyes of the Stigmatized: Insight into Issues of Shame, Gender, and Marital Discord*, Diss., Washington State University.

(みやさか じゅんこ 女性文化研究所特別研究員)

6 「実支出以外の支出」の中で、長期的な「土地家屋・借金返済」と区別し、「分割払購入借入金返済」、「一括払購入借入金返済」、「他の借金返済」を当座の収入の不足を補うものとし、消費者信用関連負債としている。